

自己負担限度額について（70歳以上の方）

自己負担限度額

| 区 分 ※ | | 入院のみ、または入院と外来がある場合 | 外来のみ |
|----------------------------------|-----|---|-----------------------------|
| 課税所得 690 万円以上 (現役並みⅢ) | | 252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% ★(140,100 円) | |
| 課税所得 380 万円以上 690 万円未満(現役並みⅡ) | | 167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% ★(93,000 円) | |
| 課税所得 145 万円以上 380 万円未満(現役並みⅠ) | | 80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% ★(44,400 円) | |
| 一 般 | | 57,600 円 ★(44,400 円) | 18,000 円 (年上限 144,000 円) |
| 住民税 非課税世帯 | 区分Ⅱ | 24,600 円 | 8,000 円 |
| | 区分Ⅰ | 15,000 円 | 8,000 円 |

※1 未申告者のいる世帯は、正確な区分の判定できません。

★ 過去 12 か月以内に自己負担限度額を超えた支給月が 4 回以上あった場合の 4 回目以降

自己負担の計算方法

- 月の 1 日から末日まで、つまり暦月ごとの受診について計算します。
- 入院時の食事代や保険のきかない差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除きます。
- 限度額は医療機関ごとで別々に計算しますので、同じ月に複数の医療機関にかかっている場合には、それぞれ限度額までのお支払いが必要です。
- 同一世帯の複数名が外来にかかった場合、一人ずつ外来の限度額を自己負担します。
- 限度額認定証を使ったうえで、さらに払い戻しができる方には、診療月から数か月後にお知らせしますので、領収書は大切に保管しておいてください。